

ずっと一緒だわん！



犬の寿命は約15年
最後までずっと一緒にいてあげましょう

🐾犬だけでなく、動物を飼い始めたらその命を終えるまで飼いつける覚悟が必要です。

🐾動物の遺棄は犯罪です！
(100万円以下の罰金または1年以下の懲役)

このようなときは、手続きが必要です！

○ 飼い犬がいなくなった！

・飼い犬が逃げ出した場合、動物管理センターと警察にご連絡ください。

○ 飼い犬が人を咬んだ！

・咬まれた人に医療機関を受診してもらい、傷の手当てを最優先に行ってください。
・犬の所有者には、24時間以内に動物管理センターへの届出が義務付けられています。

○ 飼い主の住所が変わったときは

・市内で転居された場合は、動物管理センターにご連絡ください。
・市外への転出・市外からの転入の場合は、新住所地の市町の担当課へお手持ちの鑑札をご持参いただき、転入手続きを行ってください。
・飼い主の変更がありましたら、動物管理センターにご連絡ください。

○ 飼い犬が亡くなったときは

・動物管理センターにご連絡ください。登録抹消の手続きを行います。

飼い主とペットの災害対策

・災害時、まず飼い主が無事であること、そして避難する場合は、ペットと一緒に安全に避難すること（同行避難）が基本です。
・避難所で迷惑にならないように、普段から、むやみに吠えない、ケージに慣らしておく等のしつけや、予防接種等の健康管理を行いましょう。

お問合せ先

広島市動物管理センター

〒730-0043 広島市中区富士見町11-27

TEL 082-243-6058 FAX 082-243-6276

Email dobutsu@city.hiroshima.lg.jp

マンガでわかる！ 正しい犬の飼い方



本チラシは、広島経済大学の学生チーム「動物のかけがえのない命を守ろうプロジェクト」と広島市動物管理センターのコラボレーションにより作成しました。